

白山道奥公園・公園愛護会規約

(名 称)

第1条 本会は、白山道奥公園・公園愛護会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、白山道奥公園の美化及び安全な利用を図り、もって公園愛護精神の高揚及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する公園周辺の住民により構成する。

(活 動)

第4条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1)清掃・除草
- (2)樹木のかん水
- (3)その他愛護会の目的達成のため必要な活動

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
会 計	1名
監 事	1名

(役員の仕事)

第6条 役員は次の仕事を行う。

- (1)会長は、本会を代表し、会の仕事を掌握する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その仕事を代理する。
- (3)会計は、会計仕事を行う。
- (4)監事は、会計監査を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(総 会)

第8条 本会の総会は、年1回会長が召集し、会長が議長となり、活動に関し重要な事項等を審議決定する。

(経 費)

第9条 本会の経費は、公園愛護会費をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

本規約は平成18年10月1日より施行する。